

富士見市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	105,754	28,219,910	770,097	5,222,560	18.5	20.2

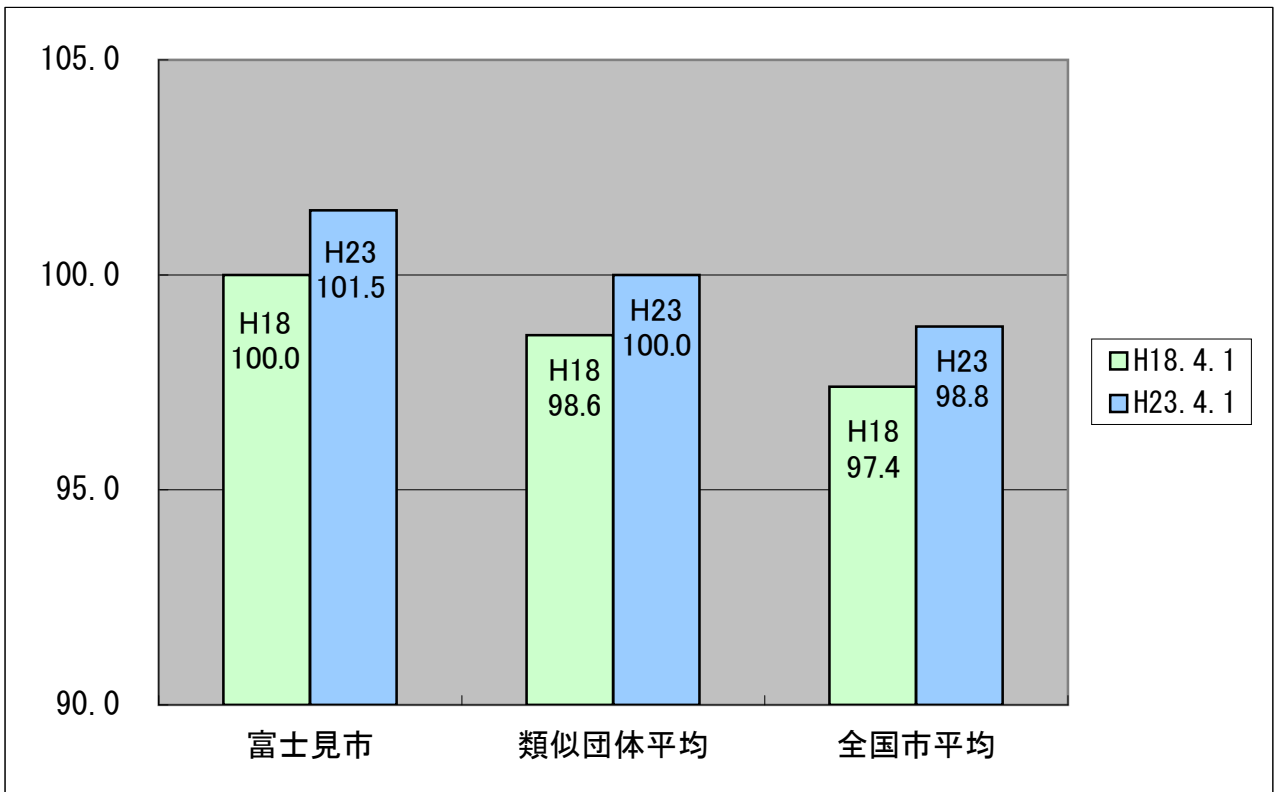
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22年度	528	2,193,904	523,984	864,835	3,582,723	6,785	6,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	419,800	432,400	447,000	465,900	488,000

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士見市	45.4 歳	351,200 円	441,125 円	414,302 円
埼玉県	44.0 歳	354,353 円	449,607 円	401,847 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	336,925 円	432,199 円	391,830 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
富士見市	50.2 歳	30 人	335,300 円	397,307 円	390,520 円
うち 清掃作業員	53.3 歳	10 人	355,100 円	417,230 円	413,230 円
うち 学校給食員	48.5 歳	11 人	319,500 円	376,518 円	370,118 円
埼玉県	53.8 歳	523 人	361,684 円	418,408 円	400,573 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円
類似団体	47.3 歳	67 人	331,947 円	393,468 円	373,504 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富士見市	—	—	—	—
うち 清掃作業員	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.44
うち 学校給食員	調理士	41.7 歳	271,400 円	1.39
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
富士見市	—	—	—
うち 清掃作業員	6,806,360 円	4,035,300 円	1.69
うち 学校給食員	6,062,116 円	3,715,300 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		富士見市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	182,400 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	148,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	131,150 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	258,687 円	317,683 円	355,972 円
	高 校 卒	— 円	— 円	334,240 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	288,560 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

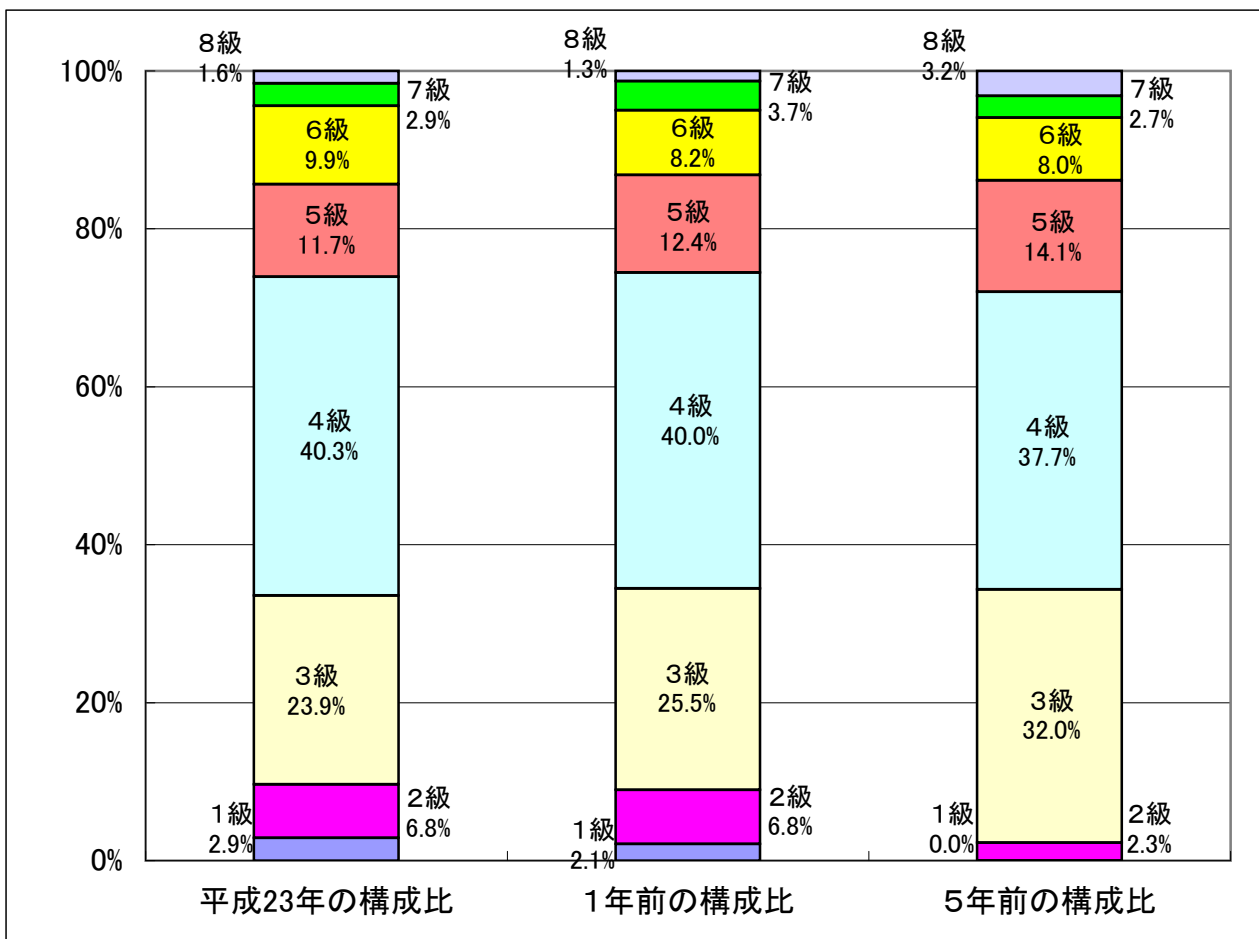
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長相当の職務	6人	1.6%
7 級	副部長相当の職務	11人	2.9%
6 級	課長相当の職務	38人	9.9%
5 級	副課長の職務	45人	11.7%
4 級	主査相当の職務	155人	40.3%
3 級	主任の職務	92人	23.9%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	26人	6.8%
1 級	定形的の業務を行う職務	11人	2.9%

(注) 1 富士見市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年1月1日より給与構造の改革を実施し、昇給に際して勤務成績を考慮することとした。制度完成時までは4号給の昇給を行うこととしている。（ただし55歳以上の管理職（5级以上）は2号給）

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,662 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,689 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

富士見市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,554 千円 27,457 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		241,683 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		437,040 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	10 %	547 人	10 %

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		4,653 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		41,545 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		19.2 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収税課	市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関する業務に従事した職員	戸別訪問 徴収 日額350円 戸別訪問 差押 日額600円
防疫業務手当	健康増進センター	感染症等防疫業務に従事した職員	日額500円
行旅死病人取扱業務手当	福祉課	行旅死病人等の収容・保護業務に従事した職員	1件収容 5,000円 保護 1,000円
特殊車両操作業務手当	道路治水課	特殊車両を操作・運転業務に従事した職員	マイクロバスを運転 日額350円 大型バスを運転 日額400円 グレーダー、ショベルローダー及び高圧洗滌車操作・運転 日額600円
社会福祉業務手当	福祉課、高齢者福祉課、障がい福祉課	社会福祉に関する業務に従事した職員	現業 月額4,500円 作業所 月額3,000円
保育業務手当	保育所、みずほ学園	保育業務	保育所 月額2,000円 みずほ学園、特別支援学校 月額2,500円 児童館 月額1,000円
ボイラー運転業務手当	学校給食センター	ボイラー運転	日額200円
土木作業手当	まちづくり推進課、道路治水課		土木作業 日額240円(土木作業用自動車の運転業務に従事した場合には日額290円)
現場業務手当	建設部等職員以外の職員	建築行為等に係る検査業務に従事した職員	日額200円
災害出動手当	全職員	災害発生時に出勤した場合	1日につき3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	109,237 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	379 千円
支給実績(21年度決算)	104,824 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	402 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②扶養親族1人につき 6,500円 ※ただし、満16歳の年度 初めから満22歳の年度 末までの子がある場合 は、その数に 5,000円 を乗じた額を加算。	同じ		72,259 千円	233,094 円
住居手当	①借家居住者 家賃額に応じた額(最高 支給限度額 27,000円) ②持家居住者 2,500円	異なる	【国】 持家廃止	32,410 千円	73,827 円
通勤手当	①交通機関利用者 運 賃相当額・交通用具使 用者 ②通勤距離に応じた額 上限 20,900円(40km 以上)	異なる	運賃相当額 について上 限無し 通勤距離区 分を細分化	27,246 千円	62,491 円
管理職手当	部長 62,000円 部長相当職 52,000円 副部長級 44,000円 課長級 40,000円 副課長級 31,000円	異なる	支給区分・ 支給額が異 なる	51,813 千円	428,207 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価× 135%	同じ		(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	609,700 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
		(871,000 円)		1,030,000 円/	609,700 円		
副 市 長		592,800 円		865,000 円/	592,800 円		
		(741,000 円)					
報 酬	議 長	440,000 円		760,000 円/	420,100 円		
		(円)					
	副 議 長	390,000 円		670,000 円/	366,600 円		
		(円)					
議 員		369,000 円		620,000 円/	338,800 円		
		(円)					
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(22年度支給割合)					
	副 市 長	3.85 月分					
議 長		(22年度支給割合)					
	副 議 長	4.05 月分					
	議 員						
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×0.35×1.15		16,827,720 円		任期毎	
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.21×1.15		8,589,672 円		任期毎	
	備 考	※支給額については埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例による					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

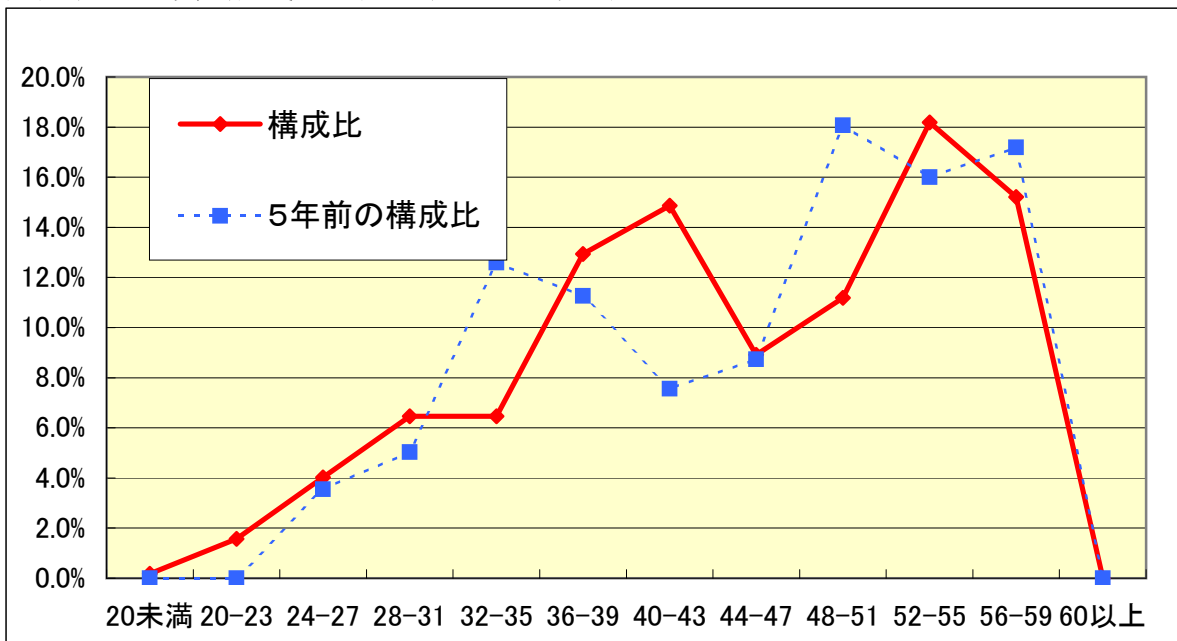
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会総務	144	148	4	業務の増加による増
		税務福祉	239	231	▲8	事務の統廃合、指定管理化等による減
		経済土木	70	71	1	業務の増加による増
		計	453	450	▲3	<参考>人口1万人当たり職員数 42.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.26人)
		教育部門	76	73	▲3	事務の統廃合による減
		消防部門	0	0	0	
	小 計	529	523	▲6	<参考>人口1万人当たり職員数 49.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.30人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	22	15	▲7	民間委託等による減
		下 水 道	9	10	1	業務の増加による増
		そ の 他	24	24	0	
		小 計	55	49	▲6	
合 計		584	572	▲12	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.09人	
		[717]	[717]	[0]		

(注) 1 職員数は、定員管理調査における職員を表すため、一部事務組合派遣職員は算入せず、教育長を算入している。

(注) 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	23人	37人	37人	74人	85人	51人	64人	104人	87人	0人	572人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	増減数	増減率
一般行政	508	495	472	464	453	450	▲ 58	▲ 11.4 %
教育	109	100	97	94	76	73	▲ 36	▲ 33.0 %
普通会計計	617	595	569	558	529	523	▲ 94	▲ 15.2 %
公営企業等会計計	58	56	57	55	55	49	▲ 9	▲ 15.5 %
総合計	675	651	626	613	584	572	▲ 103	▲ 15.3 %

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 2,282,313	千円 137,381	千円 141,226	% 6.2	% 7.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 15	千円 87,826	千円 17,921	千円 35,479	千円 141,226	千円 9,415

(参考)一般市平均 1人当たり給与費
千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
富士見市水道事業	51.2 歳	438,307 円	633,300 円
団 体 平 均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見市水道事業		富士見市	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,924 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,662 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

富士見市水道事業			富士見市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	26,842 千円	1人当たり平均支給額	2,554 千円	27,457 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		9,238 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		500,557 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	10 %	15 人	10 %

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		4 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		442 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		27.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	給水担当	高置式・地下式受水槽 検査業務	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	2,382 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	159 千円
支給実績(21年度決算)	2,995 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	176 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②扶養親族1人につき 6,500円 ※ただし、満16歳の年度 初めから満22歳の年度 末までの子がある場合 は、その数に 5,000円 を乗じた額を加算。	同じ		2,906 千円	276,165 円
住居手当	①借家居住者 家賃額に応じた額(最高 支給限度額 27,000円) ②持家居住者 2,500円	同じ		745 千円	50,046 円
通勤手当	①交通機関利用者 運 賃相当額・交通用具使 用者 ②通勤距離に応じた額 上限 20,900円(40km 以上)	同じ		946 千円	85,876 円
管理職手当	部長 62,000円 部長相当職 52,000円 副部長級 44,000円 課長級 40,000円 副課長級 31,000円	同じ		1,653 千円	471,984 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価× 135%	同じ		(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)